

新紺屋小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、さらには生命にも及びうる重大な問題である。また、いじめは全ての児童に関係し、いつ、どこでも起こりうる問題であることから、学校の内外を問わず家庭・地域とも連携して、その防止にあたらなければならない。

本校では、全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じていく。また、そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

本校では、平成25年9月28日に『いじめ防止対策推進法』が策定されたことを受け、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「新紺屋小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

1. いじめ防止に関する基本的な考え

1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）起こった場所は、学校の内外を問わない。（令和4年3月11日追加）尚、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（平成30年11月16日 一部追加）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場を尊重しなければならない。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア) 冷やかしかからかい
- イ) 悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ウ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- エ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- オ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- カ) 金品をたかられる
- キ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ク) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

ケ) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子供は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子供にとって、いじめはその健やかな成長への障害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

<国の方針>

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ等の対策はいじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<県の方針>

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめは、様々な態様があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認知しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

<市の方針>

いじめは、決して許される行為ではなく、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為であるため、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である

ことについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。
いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、治療的な関わりだけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で児童の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

2. いじめ対策の組織

1) 組織

- 組織の設置 ○いじめ防止対策委員会を設置する
- 組織の構造 ○構成員は校長・教頭・各学年主任・養護教諭・生徒指導主任・支援教育コーディネーター・(必要に応じ)・**民生委員**・**主任児童委員**(令和4年3月11日)で構成する
- 組織の機能 ○ア 学校いじめ防止基本方針の策定
イ 未然防止の推進
ウ いじめやいじめが疑われる行為の対応
エ 年間計画の進捗状況の確認
オ 教職員の共通理解と意識啓発の促進
カ 取り組みの検証
キ 基本方針の見直し等を行う。

3. 未然防止の取組

1) いじめの未然防止に関する基本的な考え

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童一人ひとりが前向きに、主体的に過ごせる環境づくりとお互いを認め合い、高め合おうとする集団づくりを行う。

2) いじめを未然に防止するための方策

①児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い、よりよい集団づくりを行う。

学校・学級が児童にとっての「居場所づくり」を意図的に行うことが重要である。「居場所づくり」とは、文字通り、学級や学年、学校を児童の『心の居場所』となるように教職員が取り組み、児童が

安心して過ごすことのできる場所にする必要がある。

また、「絆づくり」は、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりした時に獲得する「自己有用感」を感じる時に結ばれるものである。他者から認められていると感じる子どもは、いたずらに他者を否定すること攻撃することが減り、反対に他者を認めることができるようになり、いじめることもなくなるものであることから、教員一人一人が「居場所づくり」「絆づくり」を意識した学級づくりに取り組んでいく。

尚、障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。(平成30年11月16日 一部追加)

②道徳教育を充実し、思い遣る心の育成や規範意識の醸成に努める。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実は、思い遣る心を育成し、いじめに向かわせない、自律した人間を育てることができる。また、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する能力を養うことに繋がる。そのために、道徳教育の充実を行い、道徳的実践力の養成に取り組んでいく。

③分かる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

「授業が分かる」という実感を持つことは、自己有用感を獲得する絶好の機会である。児童が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間となるため、授業が児童のストレスになっていないかをよく吟味し、どの児童も参加し、活躍できる授業改善に努める。

④異年齢集団間、異校種間の連携を深める。

同年齢集団の中で生活することの多い児童の場合、「教える」「教えられる」という図式ができ、固定化することが多い。その場合、「教えられる」子どもは、自己有用感を味わう機会が少なくなる。日々の学習を大切にし、どの児童にも「活躍できる場」を提供する。

⑤いじめ問題に対する学校の取組評価をPDCAサイクルで行い、取組内容の検証を行う。

児童の実態にあった「取組評価アンケート」(無記名を原則とする)を作り、年間計画にアンケートの実施を位置づけ、未然防止への取組の検証を行う。児童の実態や保護者のニーズから見えてきた課題や達成目標を常にPDCAサイクルで見直し、今後の指導に活かす。また、学期末に学期ごとの検証結果を市教育委員会に報告する。

⑥全職員でいじめの理解について研修会を実施し、いじめの理解に努める。

いじめという行為について教職員が正しく理解することは必要不可欠である。全教職員がいじめについての共通理解を深め、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向き合うことができるように研修

を行う。

⑦校長を中心とした組織体制を構築し、全職員が一致協力した体制を確立するため、年度の初めの職員会議等で学校基本方針を確認する。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、継続支援について、すべての教職員が共通理解するために、年度の最初にその方策について確認を行う。校長のリーダーシップの下でいじめ対策に取り組むことを確認し、いじめ防止対策のための年間取組計画の作成や実施に当たっての諸注意など全職員の共通理解を深める。

⑧職員会議、校内研究などで、教職員の研修を継続的に実施する。

年間を通じて、職員会議・校内研究会等を利用し、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処について研修を行う。教職員がいじめについて自らの取組評価を行う機会を設ける。

⑨行事、会議を精選し、児童と向き合う時間の確保に努める。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われることが多い。いじめの起きにくい集団づくりのためには、児童と向き合う時間の確保に努めることが必要である。そのため、学校で行われる行事の見直し、会議・研修の見直し、業務の見直し等を図る。

⑩学校だけでは対応できない事案において警察などの関係機関との「緊急時の連携」に備え、「日々の連携」（交通安全教室や防犯教室、地域の情報交換など）をするように心がける。

交通安全教室やサーバー犯罪教室などを年間計画に位置づけ、児童の啓発活動を図る一方、警察と定期的に情報交換を行い、情報共有体制を構築する。

⑪児童が自主的に行う活動や各校が連携して取り組む活動など、自治的活動を支援する。

児童会が中心になって行う「あいさつ運動」「あいさつ名人」「思い遣りスリッパ」等を通して、児童が自ら取り組み、その成果を発表する場を設ける。また、少年議会などで提案された諸活動を近隣の学校と連携する中で取り組めるよう、適切に支援する。

⑫情報モラル教育に取り組む。

パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの利便性とともに危険性についての理解を深め、適切に活用できるようにする。そのため、教師による情報モラル教育の充実を図るとともに、警察署や市消費者センターから講師派遣を受けるなど関連機関と連携を深めていく。内容については、児童の実態

と発達段階を十分に踏まえ、計画的に行う。

4. 早期発見の取組

1) いじめの早期発見に関する基本的な考え

(1) 児童の行動観察

いじめは大人の目につきにくいところで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、いじめはないかとの疑いを持って行動観察にあたる。

また、ささいな兆候を見逃さないために、日頃から児童をしっかりと見守り、信頼関係の構築に努める。

(2) 教職員間の連携

教職員は、日頃から多くの児童とふれあい、アンテナを高く保つことに努める。行動の変化や兆候を察知した時は、速やかに全教職員で観察・支援にあたるよう情報を共有する。

2) いじめを早期に発見するための方策

① 普段から児童への態度や関わり方を工夫し、いじめの早期発見に努める。

児童と直接関わり、指導する中で、生活ノート、日記、教育相談、日々の観察、保健室の様子、保護者との人間関係の構築など、日々の児童理解を通じて、いじめの早期発見に努める。いじめアンケートなどは、いじめ発見には重要な手段ではあるが、あくまでも補助的なものであることを認識し、校長のリーダーシップの下で対処し、学校をよりよく改善していく当事者として、日々、児童や児童の問題と向き合い、いじめの早期発見に努める。

② いじめを早期発見するために、定期的な調査その他必要な措置を講じる。

速やかに実施・集計のできる「いじめアンケート（仮称）」を定期的実施する。その目的が教師の気づかない（潜在的な）いじめがどの程度起きているのかを把握するものであることを理解し、状況に応じて必要な措置を講じる。「いじめアンケート」は、学期末に学期ごとの調査結果を市教育委員会に報告する。

③ いじめの相談を受けられることができる相談体制を整備し、いつでも相談できる体制を整備する。

学校生活の時間の中で、児童がいつでもいじめについて相談できる体制を整備する。休み時間や放課後などに、いじめ相談を受けられることを児童に周知し、安心・安全を確保できる体制を整備し、速やかにいじめを認知し対応する。また、相談できる機関等についても広く広報する。

④家庭・地域との連携を図る。

いじめは学校の内外を問わずに起こりうる問題であることから、家庭・地域との連携は必要不可欠となる。個人面談や家庭訪問、学校・地域行事の機会を活用するなど、日頃から連絡を密に取り合い、児童を社会全体で見守る体制といじめについての共通理解を図るようにする。

5. いじめへの対処

1) いじめの対処に関する基本的な考え

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。なお、児童の個人情報取り扱い等、プライバシーには十分配慮して対応を行う。

2) いじめに対処するための方策

①いじめに対処する手順を明確にし、校長のリーダーシップの下、速やかに対処し、早期解決を図る。

①事実確認②反省指導③謝罪の会など、全職員がいじめ対応の手順を明確に理解し、全職員で確認しておく。管理職のリーダーシップの下で指導を進め、常に報告・相談を繰り返し、問題の早期解決に当たる。尚、いじめが「解消」したと判断するためには、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たさなければならない。（平成30年11月16日 一部追加）

②いじめの対応が難しくなったり、長期化すると予見されるときは、いじめ防止対策委員会に依頼し、解決を図る。

解決が困難なケース、その可能性が予見されるケースがあると判断したときは、ためらうことなく、いじめ防止対策委員会を中心に、問題の早期解決に当たる。その際、家庭訪問など保護者に直接関わることも含め、早期解決に向けて取組を行う。

③インターネットなどを介して行われるいじめの解決にして、市教育委員会に関係機関との連携を依頼し、その解決を図る。

SNSなどを介して行われるいじめに対しては、書き込みした児童に削除を求めるほか、掲示板などへの書き込みに対しては、市教育委員会を通して、警察や地方法務局などの関係機関等に連絡・相談して削除を依頼するなど適切な措置を講じます。

④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきもの、重大な被害と認められるときは、市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署、関係機関等と相談して対処する。

→6.重大事態に関するガイドライン参照(令和4年3月11日追加)

学校のいじめ対応を行う組織が加害児童に対して教育上必要な指導を行っているにも関わらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪として取り扱われるべきもの、重大事態と認められる場合は、すみやかに市教育委員会に連絡し、必要な助言・支援を受け、いじめ事案に対応する。

また、重大事態に対しては、いじめ防止対策委員会と連携し、関係機関との連携の下、適切に対応する。加害児童に対しては、校長の判断の下に別室指導をさせたり、教育委員会の責任と権限において出席停止の措置を取るなど「被害児童を守る」「いじめは絶対に許さない」という姿勢で対応する。

⑤加害児童、被害児童の保護者に対して十分な説明、指導を行う。

被害児童及びその保護者の相談には真摯に傾聴し、失いつつある自尊感情を高めるよう留意しながら、徹底して守り通すことや秘密を守ることなど、できる限り不安を除去するとともに被害児童の見守りなど当該児童の安全を確保する。

一方、加害児童とその保護者には事実関係を聴取し、保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥いじめが起きた集団への働きかけを行う。

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる必要がある。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてるなど同調した児童に対してはそれらの行為がいじめに加担した行為であることを理解させなければならない。また、学級全体で話し合わせるなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように努める。

⑦ネット上のいじめに迅速に対応する。

1) 事実関係の確認

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。その後は、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに

に被害・加害児童の保護者に連絡する。

2) 拡大の防止

ネット上のいじめは、特定の間関係に留まらず不特定多数の者が閲覧する危険性もある。被害の拡大を避けるため、書き込み等を行った児童やプロバイダに対して削除を求めるなど必要な措置を速やかにとる。なお、必要に応じて「子どもを守るネットワーク」を活用し、関係機関と連携を図り、協力を求める。

⑧再発防止に向けた取組を行う。

1) 学級指導、学年指導、情報関係の授業や道徳の授業を中心として、他人の痛みを知る教育を充実させる。ネット上においてどのような行為が犯罪になるのか啓発する。また、自分の気持ちは直接伝えるように指導する。

2) 学級便り、学年通信やホームページ等を活用して保護者に対しても啓発活動を行う。家庭内では「うれしい」「かなしい」等の気持ちを表現する会話を日頃から交わす協力を求める。また、地域、PTA活動等と連携し携帯・スマートフォンに関する教室等を開催する。

6. 重大事態に関するガイドライン

(令和4年3月11日追加)

詳細は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成29年3月文部科学省」を確認すること

重大事態の定義は以下の通り

「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき認めるとき（生命心身財産重大事態）」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき（不登校重大事態）」

○ 重大事態の定義（事例） ※重大事態として扱われた事例【巻末参考資料】

対応について

「疑い」が生じた段階で調査を開始（重大事態が発生したものとして報告・調査等）

→不幸にして自殺が起きてしまったときは、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月 文部科学省）第5章や、各地方公共団体において作成しているマニュアル等を参照し、組織体制を整備して対応する。その後「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。）に沿って行うこと。

速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告

→必要に応じて、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼する。

調査組織の立ち上げ

→学校が主体となるか、学校の設置者（教育委員会等）が主体となるかの判断を学校の設置者が行う。学校が主体の場合は、以下の通り

- α 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織に第三者を加える場合
- β 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合
（第三者について、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもので、特別の利害関係を有しない者を職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図る。）

被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

→調査実施前に、学校の設置者及び学校、又は第三者調査委員会が被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項（いじめの事実関係、対応等）・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

被害児童・保護者のケア

→被害児童・保護者が精神的に不安定になっている場合ケアを受けるように勧める。いじめの加害児童に対する出席停止措置の活用や、被害児童・保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要。

調査の実施

→調査対象者、保護者等に対する説明（結果については、被害者又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、調査対象者に対して）等行う。
速やかに実施する。
状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努める。

アンケートは、状況に応じて無記名式の様式により行う。
加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。

記録の保存

→個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。
記録の廃棄については、被害児童・保護者に説明の上、行う。

調査実施中の経過報告

→被害児童・保護者に対して調査の進捗等の経過報告を行う。

①文書情報の整理

②アンケート調査（「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省。以下「背景調査の指針」という。）P17を参考とする。）

③聞き取り調査（背景調査の指針P18を参考とする。）

④情報の整理（背景調査の指針P19を参考とする。）

①～③の調査により得られた情報を時系列にまとめるなどして整理し、情報について分析・評価を行う（外部の第三者の立場から、専門的に分析・評価が行われることが望ましい。）。

⑤再発防止策の検討（背景調査の指針P20を参考とする。）

⑥報告書のとりまとめ（背景調査の指針P20を参考とする。）

○不登校重大事態である場合「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に沿って行う。

調査結果の説明・公表

→○調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明（被害児童・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。）

○各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童・保護者に情報提供及び説明を適切に行うこと。

○加害者側への情報提供に係る方針について、被害児童・保護者に改めて確認した後、加害者側に対する情報提供を実施すること。

○いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、事案の内容や重大性、被害児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する

- 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者と確認する。
- 被害児童・保護者に説明した方針に沿って、加害児童及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。
- 認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、学校の設置者及び学校は、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

調査結果を踏まえた対応

- 被害児童に対して、継続的なケアを行う。不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。
- いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行う。

7. その他の留意事項

1 改訂

- (1) 本方針に基づいて対応・行動をとる中で想定に収まらない事象や追加が必要な項目が見出された時は、速やかに問題点を検証し改訂を行う。
- (2) 改訂は、いじめ防止対策委員会を中心として行う。
- (3) 改訂に際しては、改訂案を事前に全職員で検討し、共通理解を十分に図った上で更新する。

8. いじめ対策年間指導計画

月	全体指導計画	防止対策等
4	教員研修 いじめ防止対策委員会設置	基本方針および年間計画の共有・確認 学年総会
5		小中連携担当者会
6	QUテスト	学年総会
7	第1回いじめ調査 いじめ防止対策委員会（初旬）	調査の分析と対応協議 事例検証・進捗状況の確認 夏休み生徒指導 通学班指導
8	教員研修 QUテストの分析・対応	学級づくり・いじめ対応など 調査の分析と対応協議 小中連携交流会
9		P校外指導部八幡神社街頭指導
10		学級懇談会
11	個別懇談会 QUテスト	個別懇談会
12	個別懇談会 第2回いじめ調査 いじめ防止対策委員会（中旬） QUテストの分析・対応	個別懇談会 調査の分析と対応協議 事例検証・進捗状況の確認 冬休み指導
1		
2		学年総会
3	第3回いじめ調査 いじめ防止対策委員会（中旬）	調査の分析と対応協議 事例検証・進捗状況の確認 基本方針の見直し 次年度計画の策定

参考

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

令和4年3月11日追加